

7 文科初第 2103 号
令和 8 年 2 月 6 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

補習等のための指導員派遣事業実施要領の一部改正について（通知）

標記について、別添のとおり「補習等のための指導員等派遣事業実施要領」（平成 25 年 3 月 25 日文部科学大臣決定）の一部を改正しましたので、お知らせいたします。なお、本改正については、令和 8 年度の事業から適用します。

連絡先

初等中等教育局教育職員政策課

働き方改革推進室校務推進係

担当 遠藤、木村、豊田

電話 03-6734-3704

令和8年度実施要領の改正ポイント

【改正内容】

- (1) 「7. その他留意事項」の(1)について、「令和7年地方分権改革に関する提案募集」において、非常勤講師と教員業務支援員等の兼務に関する取扱いの明確化を求める提案(R7-309)がなされたことを踏まえ、兼務する場合の取り扱い(留意事項)を明記。
- (2) 「教員業務支援員配置事業」について、「2. 事業費の積算方法」に重点配置に関する規定を追記。また、補助単価上限を1,121円に変更。

上記のほか、文言の適正化等の修正を行う。

改正した要領については、令和8年4月1日から適用することとする。